

議員提出議案第1号

ロシア連邦の軍事侵攻により被害を受けているウクライナへの支援に関する意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年7月14日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿

提出者	又	吉	清	義
	島	尻	忠	明
	仲	村	家	治
	花	城	大	輔
	仲	田	弘	毅
	山	里	将	雄
	当	山	勝	利
	西	銘	純	恵
	渡久地			修
	平	良	昭	一
	仲宗根			悟
	國	仲	昌	二
	當	間	盛	夫
	上	原		章

理 由

ロシア連邦の軍事侵攻により被害を受けているウクライナへの支援について関係要路に要請するため。

ロシア連邦の軍事侵攻により被害を受けているウクライナへの支援に関する意見書

令和4年3月2日、沖縄県議会は、「ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し、早期停戦、撤退と平和的手段による早期解決を求める決議」を全会一致で可決した。さきの大戦末期、沖縄は一般住民を巻き込んだ凄惨な地上戦を経験し、戦争のない平和な世界の実現に向けて、県民が一丸となって戦後の復興に向けあらゆる困難を乗り越えてきた歴史的背景から、当該決議では、「さきの大戦がもたらした先人の苦難と教訓をもとに、我が国と世界の平和と発展に資するために、東アジアの平和創造拠点づくりに努めることを宣言」している。

また、県においても、沖縄県ウクライナ避難民等支援本部を立ち上げ、支援を行い、さらに民間による避難者受入支援をサポートしている。

本県議会は、国際法違反及び国連憲章に反するロシア連邦による軍事行動に改めて強く非難するとともに、命からがら戦火を逃げ惑い傷ついたウクライナ国民を支援することが人道上の最大の支援と考えていることから、ウクライナ政府の必要とする避難民支援が実現されるよう沖縄県、日本政府及び関係機関との調整を尽くし、沖縄だからこそ実施できるウクライナ国民への支援に尽力することを改めて決意する。

よって沖縄県でのウクライナから避難した人々の円滑な受入れとその後の支援に当たっては、国の責任において、在留許可、住居、就労、教育、医療など多方面の支援を行っていく必要があることから、政府に対して、地方自治体との連携を緊密にし、避難した人々の受入れに関する事業について、財政面をはじめとする全面的な支援を行うことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年7月15日

沖 縄 県 議 会

衆 参 内 総 法 外 財 厚 農 防 内 復 内 出	議 議 閣 務 務 務 務 生 林 衛 閣 興 閣 府 入	院 院 総 務 務 務 務 生 林 衛 官 興 府 在	議 議 理 大 大 大 大 働 産 大 房 大 担 管	長 長 臣 臣 臣 臣 大 大 大 大 大 長 大 官 大 官	宛て
--	---	--	--	--	----

(沖 縄 及 び 北 方 対 策)